

## 令和2年度青少年のための環境づくり懇談会申し合わせ事項

～ スローガン「育てよう 心豊かでたくましい青少年」 ～

次代を担う青少年が、豊かな社会性・人間性・創造性に優れ、時代の進展に柔軟に対応できる人間として、たくましく、健やかに育つことは県民すべての願いであります。青少年は、身近な人々や地域社会の様々な環境から強い影響を受けて育ちますが、特に今年、新型コロナウイルス感染症拡大に端を発した社会情勢の変化が青少年に与えた影響は大きく、これまで以上に大人の責任で健全育成のための環境づくりを進める必要があります。

「青少年のための環境づくり懇談会」では、新しい生活様式を実践しながら、社会や青少年に身近な各種情報の発信や生活環境の提供にあたり、それぞれに大きな影響を及ぼすことを自覚し、積極的に申し合わせ事項の達成に努めるとともに、実効性のある自主規制を行い、青少年を取り巻く環境の浄化に向けた取り組みを進めていきます。

「青少年のための環境づくり懇談会」

関係団体	対象	申し合わせ事項
山形県興行生活衛生同業組合	青少年に有害な映画、興行、看板等に関する表示等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 18歳未満の者に有害な映画、興行等を観覧させないため「18歳未満の入場お断り」の表示を行う。</li> <li>2 R15+指定映画には「15才以上がご覧になれます」の表示を行うとともに、PG12指定映画については、保護者同伴を確認する。</li> <li>3 成人映画（ポルノ）の看板掲示を自粛する。</li> <li>4 深夜興行時には、青少年を入場させず、不良行為少年のたまり場とならないようにする。</li> </ol>
山形県書店商業組合 日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合	青少年に有害な図書類の販売、万引き防止等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有害図書類を18歳未満の者に販売したり閲覧等をさせない。</li> <li>2 有害図書類（包括指定基準に該当するもの）及び個別指定に該当すると思われるものは、確実に成人向けコーナーに陳列する。</li> <li>3 店員等の死角とならない陳列方法をとるなど、万引き非行を誘発しない環境づくりに努める。</li> <li>4 18歳未満の者から古物を買受け時は、保護者の承諾を確認する。</li> <li>5 良書類を推奨する。</li> </ol>
東北地区マスコミ倫理懇談会 (山形県加盟社)	青少年の健全育成に資する情報の提供等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業界による規制基準等を遵守する。</li> <li>2 良い番組の制作、普及に努める。</li> </ol>
山形県小売酒販組合連合会 山形県たばこ販売協同組合 日本たばこ産業株式会社山形支店 東日本旅客鉄道株式会社山形支店	未成年者の飲酒・喫煙の防止等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 酒類、たばこを未成年者に販売しない。 ※ たばこの自動販売機は、成人識別機能付き自動販売機を導入したため、ICカード「タスポ」を使用しないと購入出来ません。</li> <li>2 未成年者の喫煙、飲酒を防止するため、年齢の確認その他必要な措置を講ずる。</li> <li>3 たばこの自動販売機の管理を徹底する。（ステッカー貼付・点検）</li> <li>4 JR駅敷地内での未成年者の喫煙、飲酒を防止する。</li> </ol>
日本塗料商業組合山形県支部 山形県自転車軽自動車商協同組合	シンナー等販売時の確認措置等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 18歳未満の者がシンナー等有機溶剤を買いに来たときは、使用の用途を確かめるほか、頻繁に購入するなど乱用するおそれのある者には販売しない。</li> <li>2 自転車防犯登録の普及に努める。</li> <li>3 自転車のTSマークの普及促進に努める。</li> <li>4 自転車損害賠償責任保険等の加入促進に努める。</li> </ol>
株式会社ドコモCS東北山形支店 ソフトバンク株式会社 KDDI株式会社東北総支社	フィルタリング機能利用の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 18歳未満が使用する携帯電話、スマートフォン等販売時及び契約内容変更手続き時においてフィルタリング契約を徹底する。</li> <li>2 携帯電話、スマートフォン等を安全に利用するためのルールについて啓発に努める。</li> </ol>

関係団体	対象	申し合わせ事項
山形県遊技業協同組合 山形県遊技業防犯協力会	青少年の非 行防止及び 福祉を害す る行為の予 防等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 18歳未満の者を立ち入らせず、その旨を表示する。</li> <li>2 年齢を確認する。</li> <li>3 青少年を雇用しない。</li> <li>4 店舗周辺の駐車場の巡回を強化する。</li> </ol>
山形県料理飲食業生活衛生同業組合 山形県社交飲食業生活衛生同業組合		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 18歳未満の者を客として立ち入らせず、又接待業務に従事させてはならない。</li> <li>2 18歳未満の者を雇用しないように努める。</li> <li>3 未成年者に飲酒、喫煙をさせない。</li> </ol>
山形県喫茶飲食生活衛生同業組合		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 未成年者に飲酒、喫煙をさせない。</li> <li>2 不良行為少年のたまり場にならないように注意する。</li> <li>3 午後9時以降18歳未満の者を立ち入らせない。</li> </ol>
山形県レジャーホテル協会		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 18歳未満の者を立ち入らせない。</li> <li>2 未成年者が利用しようとしたときは断る。</li> <li>3 不審な利用者については、関係機関へ連絡する。</li> <li>4 薬物乱用者を発見したときは警察に通報する。</li> </ol>
日本アミューズメント産業協会施設営業 事業部		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 18歳未満の者は午後10時、16歳未満の者は午後7時以降立ち入らせない。(ただし、保護者同伴の場合は午後10時まで立ち入り可)</li> <li>2 不良行為少年のたまり場にならないようにする。</li> <li>3 未成年者に飲酒、喫煙をさせない。</li> </ol>
山形県理容生活衛生同業組合 山形県美容業生活衛生同業組合	青少年の髪 型等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中学生、高校生には、生徒らしくない髪型をしないようにする。</li> </ol>
山形県カラオケスタジオ協会	青少年の非 行防止等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 未成年者が飲酒、喫煙をしないように定期的に巡回を行う。</li> <li>2 18歳未満の者は午後10時、16歳未満の者は午後6時以降立ち入らせないようにし、営業室内の状況を外部から把握できるように開口部(窓)と室内の明るさを確保するとともに室内の開口部(窓)をふさぐなど、見通しを妨げることを禁止し、健全な娯楽施設としての営業に努め、業界による「自主規制基準」を順守する。</li> <li>3 店内での不健全性的行為はさせない。見逃さない。</li> </ol>
山形自販友の会	青少年に有 害な図書類 自動販売機 の設置等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有害図書類を自動販売機には収納しない。</li> <li>2 制限区域内のほか、学校の目の前(500m以内)及び通学路には図書类等自動販売機は設置しない。</li> <li>3 通行人が嫌悪するような広告・チラシ等の表示・展示をしない。</li> <li>4 図書类等自動販売機には、取扱業者及び管理者の氏名、住所、電話番号等を明示したステッカーを見やすい箇所に貼付する。</li> <li>5 図書类等自動販売機の周囲の整頓に努める。</li> </ol>
山形県コンビニエンスストア等防犯対策 協議会	未成年者の 飲酒・喫煙 の防止及び 有害図書類 の販売時の 措置等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 万引き防止及び環境浄化活動を進める。</li> <li>2 酒類、たばこを未成年者に販売しない。</li> <li>3 有害図書類を18歳未満の者に販売したり、閲覧等させない。</li> <li>4 有害図書類(包括指定基準に該当するもの)及び個別指定に該当すると思われるものは、確実に、成人向けコーナーに陳列し、容易に青少年の目に触れない措置を講ずる。</li> <li>5 未成年者の喫煙、飲酒等を防止するため、年齢確認、その他必要な措置をとる。</li> <li>6 18歳未満の者が深夜時間帯(午後11時から午前4時まで)に来店した時は、特別な事情がない限り帰宅を促す。</li> </ol>
山形県インターネット防犯連絡協議会	サイバー犯 罪の防止等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コンピュータ・システムの安全対策を推進する。</li> <li>2 サイバー犯罪の被害、拡大防止、違法情報及び有害情報の排除に努める。</li> </ol>